

入札監理小委員会における審議結果報告 「宿泊旅行統計調査の実査・集計・分析業務」

宿泊旅行統計調査の実査・集計・分析業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○事業概要

宿泊旅行統計調査は、我が国の宿泊施設を利用した宿泊者数や宿泊施設の定員稼働率等の動向を全国規模で把握することにより、宿泊旅行の実態を明らかにし、観光行政の基礎資料作成等に資することを目的としている。委託範囲は、調査対象施設名簿の整備・選定、調査関係用品の印刷・送付、調査票の回収・集計、督促、照会対応、データ入力・作成及び分析業務。

○調査対象

全国の旅館、ホテル、簡易宿所、会社団体の宿泊所を営む事業所（同伴施設を除く。）を対象として以下のように調査を実施

| | |
|-------------------------|-----------------------------|
| 従業者数 10 人未満の事業所 | : 約 9,000 施設 / 約 44,500 施設 |
| 従業者数 10 人以上 100 人未満の事業所 | : 約 12,000 施設 / 約 12,000 施設 |
| 従業者数 100 人以上の事業所 | : 約 1,100 施設 / 約 1,100 施設 |

○事業期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日（令和 4 年 2 月調査から令和 5 年 3 月度調査）までとする。（第 2 期）

※事業評価は未実施

(2) 選定の経緯

1 者応札が継続しており、競争性に課題が認められることから、公共サービス改革基本方針（令和 2 年 7 月閣議決定）別表において選定された。

2. 前回（1 期目）の実施要項審議の際の課題

【課題 1】

年度の変わり目における業務の分担について、従前事業者と次の事業者がかなり連携して事業を行わなければならないようなので、単年度事業で新規で参入するのが厳しいように感じる。区切りが新規事業者にとってハードルにならないようにするとともに、事業の複数年度化を今後検討してみてはどうか。

【対応】

統計の見直しを予定しているため、複数年契約については時期を見ながら検討させていただく。

以前から、従業員数による調査体系では、少人数で多くの客室の稼働を行っている宿泊施設の把握が、適切にできていないなどの問題が指摘されているところである。このため、従業員数で層化した調査から、客室数で層化した調査対象の抽出に変更することを検討してきており、標本抽出率等の変更など、調査体系の大幅な見直しを行う予定である。このため、従前の調査体系と新調査体系導入後の間には、統計調査の断層が発生することが想定される。

現在、新型コロナウイルスが拡大している状況では、新型コロナウイルスの影響による断層なのか、調査体系の変更による断層なのかを判断できないため、新型コロナウイルス拡大の状況を見極め、調査変更を行いたいと考えており、併せて、複数年化のタイミングについても検討してまいりたい。

【課題 2】

中期的な目で見ても、完全な調査のオンライン化 (WEB) を検討してほしい。

【対応】

報告者側が回答しやすいように、郵送される調査票には、施設名、所在地、宿泊施設のタイプ等がプレプリントされていることもあり、郵送による回答率はオンラインに比べて大幅に高い。(約 95%)

統計調査の調査対象者の利便性の鑑みると、完全オンライン化は望ましくなく、今後、オンライン利用率の向上については進めてまいりたい。

3. 競争性改善のために行った取組みについて

- 入札公告期間の延長
約 40 日間 (1 期目) ⇒ 約 50 日間に延長(資料 5-2 P. 19/256)
- 引継ぎのための準備期間
約 4 週間 (1 期目) ⇒ 約 6 週間に延長(資料 5-2 P. 19/256)
- 調査票の調査項目追加の可能性について、不確実な業務を削除し業務内容の明確化を図る。

4. 実施要項 (案) の審議結果について

【論点 1】 (資料 5-2 P. 20/256)

「プライバシーマーク使用許諾 (JISQ15001) の認証を取得している者のみが入札に参加できる。」について、他の類似の資格の認証を認めない積極的な理由はあるのか。

【対応 1】

ご指摘を踏まえて「プライバシーマーク使用許諾 (JISQ15001) の認証、JISQ 27001、ISO/IEC 27001、もしくは ISO/IEC 27701 のいずれ

れかを取得している者のみが入札に参加できる。」に修正することとした。

それに伴い、P.19 の 13. も「プライバシーマーク使用許諾（JISQ15001）の認証、JISQ 27001、ISO/IEC 27001、もしくは ISO/IEC 27701 のいずれかを取得していることを証明する書類等を観光庁総務課調整室経理係あてに提出すること。」に修正することとした。

【論点 2】（資料 5-2 P.10/256）

「① 業務計画書 契約締結後 7 日以内に観光庁観光戦略課に提出すること。」について、新規の業者にとっては相当早いのではないか。

【対応 2】

ご指摘を踏まえ、14 日以内と修正することとした。

【論点 3】（資料 5-2 P.17/256）

「受託事業者は、（2）の報告のため観光庁観光戦略課が指定した場所（原則として観光庁を想定）において、進捗報告会を開催すること。」について、必ずしも東京に本社を持っていない会社もあるので、「業者の申し出があれば WEB でも対応可」等と記載することで、広く受託業者を求める一つ的手段になるのではないか。

【対応 3】

ご指摘を踏まえ「原則として観光庁を想定しているが、受託事業者からの申し出により WEB 会議でも可」と修正することとした。

【論点 4】

統計の見直しをかなり長い目で見て考えているようであれば、直近の調達については複数年度化して効率を図るということも考えられるのではないか。どのくらいのスパンで検討しているのかという点を踏まえて、複数年度化も前向きに検討してほしい。

【対応 4】

現在、表章の変更を検討している。具体的には、都道府県単位よりも詳細な表章（市町村より大きい地区単位。例：東京 23 区、多摩地域等）に係る変更を検討しており、本年 12 月 21 日、来年 2 月に有識者会議を開催する予定である。その後、表章の議論やコロナウィルスの感染拡大等、本統計調査全体への影響を検討した上で、次年度以降に層化基準の変更を検討して行く予定であり、複数年度化は、その中で検討してまいりたい。

【論点 5】（資料 5-2 P. 3/256）

オンライン調査の方法について、エクセルをダウンロード→保存→入力→送る、、、、というやり方がオンライン化の進まない理由の一つだ

と考えられるのではないか。郵送とオンラインの回答を比べると、事後のデータの処理・加工のコストやスピードが変わってくることも考慮し、オンライン調査の方法自体をもっと現代化する（QRコードをつかってスマートフォンで回答できるようにする等）の検討をしてほしい。

また、新しくシステムを作るイニシャルコストだけではなく、今までかかっているランニングコストも含めて予算を検討してほしい。

【対応5】

Excel 以外の方法については、オンライン用の調査票開発等の見積もりを取得して、必要があれば予算要求をするなど検討したい。また、信頼ある統計データとなるよう、回収率を考慮する必要があるため、宿泊施設に対してオンライン調査への要望等のアンケートを実施して検討したい。なお、当該アンケートについては、予算が確保でき次第実施する予定である。

5. パブリック・コメントの対応について

令和3年9月7日（火）から令和3年9月21日（火）までパブリック・コメントを実施した結果、1者から計17件の意見が寄せられ、法令番号の追記、軽微な字句の修正等を行った。